

外国人留学生生活支援事業の概要

1 事業の目的

道内の介護サービス事業所等が、道内の介護福祉士養成施設に在籍する留学生に対して行う奨学金等の一部を助成することで、介護福祉士資格の取得を目指す留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護職員として雇用しようとする介護サービス事業所等の負担を軽減することを目的とする。

2 補助の条件

【対象者】

道内で介護サービス事業所等を運営する法人（法人本部が道外の場合であっても、介護サービス事業所等が道内にある場合は対象とする）

【対象のサービス種別】 ※介護予防サービスを含む。

介護保険法及び老人福祉法で定められた介護サービス施設・事業所であって、介護職員の配置が義務付けられている次のサービスを対象とする。

（介護保険法）

・ 居宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護

・ 地域密着型サービス（特定地域密着型サービスを含む）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、入所者生活介護、複合型サービス

・ 施設サービス

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院

（老人福祉法）

養護老人ホーム、軽費老人ホーム

【補助期間】

留学生が養成施設等に在籍する期間（休学、留年を除く正規の修学期間）

【補助対象経費】

学費 月50,000円以内、国家試験受験対策費用 年40,000円以内、
居住費などの生活費 月30,000円以内、入学準備金 200,000円以内、
就職準備金 200,000円以内

【補助率】

1/3以内 ※留学生一人当たり年額399,000円以内

【取消等】

辞退、退学、介護福祉士修学資金貸付金等類似する事業により貸付を受けている場合 等

3 返還及び返還免除の条件

【返還対象】

- ・ 交付決定が取消されたとき。
- ・ 留学生が養成施設等を卒業後1年以内に介護等の業務に従事しなかったとき。
- ・ 留学生が介護等の業務に従事した期間が5年（へき地は3年）に満たないとき。

【返還免除対象】

- ・ 養成施設等を卒業後1年以内に介護等の業務に5年（へき地は3年）従事した場合は、補助事業者は、補助金相当分の奨学金等を免除しなければならない。

【留学生に対する返還免除】

- ・ 留学生が5年（へき地は3年）介護等の業務に従事しない場合でも、補助対象者は奨学金等の返還を免除することができる。
なお、留学生が5年（へき地は3年）介護等の業務に従事しなかった場合、速やかに道に報告し、相当分の補助金を返還しなければならない。

4 その他の手続き

【返還の猶予】

留学生が次のいずれかに該当する場合は、その理由が継続する期間、補助金の返還を猶予する。

- ・ 災害、疾病、その他やむを得ない理由で就業が困難になったと認められるとき。
- ・ 疾病その他のやむを得ない理由により介護等の業務を中断する場合で1年以内に再び従事することが確実と認められるとき。

【返還の債務の減免】

留学生が次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部を免除することができる。

- ・ 介護等の業務に従事した期間が補助した期間に相当する期間以上のとき。
- ・ 死亡したとき。

5 現況報告の提出

補助事業者は、奨学金等の貸付を行った留学生が当該法人の運営する介護サービス事業所等に就職した後、5年（へき地は3年）間、毎年6月30日までに道に現況を報告しなければならない。